令和7年度

学生募集要項

(追加募集用)

募集学科

	養成科		専攻科
果樹学科	園芸学科	森林学科	落葉果樹学科
		0	

専門学校

山梨県立農林大学校

■長坂キャンパス

養成科 [果樹学科・園芸学科 (野菜専攻・花き専攻)]

専攻科「落葉果樹学科]

〒408-0021 山梨県北杜市長坂町長坂上条 3251

TEL: 0551-32-2269 FAX: 0551-32-2034

■富士川キャンパス

養成科 [森林学科]

〒400-0502 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺 2290-1

TEL: 0556-42-7080 FAX: 0556-22-8002

令和7年度 専門学校山梨県立農林大学校 学生募集要項

目 次

Ι	教育の目的と設置学科	 p 2
П	学生募集要項	 p 3∼p 4
Ш	入学手続きについて	 p 4
IV	試験結果の開示について	 p 5
V	入学願書類の書き方(留意事項)	 p 5 ∼ 6
VI	授業料等の経費について	 р6
VII	個人情報の取り扱いについて	 р 6

I 教育の目的と設置学科

1 教育の目的

近年、本県の農林業・農山村を取り巻く状況は、農林業従事者の高齢化、耕作放棄地や荒廃森林の増加、経済のグローバル化など、様々な課題を抱えている。この様な中、農業においては、IoTやAIなどを活用したスマート農業の振興と、農家の規模拡大や異業種参入による農業法人数の増加など新たな展開が見られる。林業においては、森林資源が充実する中、これらを有効に活用し、スマート林業を実現する取り組みが始められている。こうした状況に的確に対応し、農林業を発展させていくためには、農林業の成長産業化を進め、農山村の活性化を促進させることが必要である。

本校では、『生産者の所得の向上』(豊かさの実感)の実現に向けて、実践力と経営感覚を備えた農林業の就業者や経営者の養成を主眼に、生産技術や経営管理に関する講義と実習、先進的な経営を行う農業経営体や林業経営体などへの派遣実習を組み合わせた実践的な教育を行うことにより、生産から流通・加工・販売まで、実際のビジネスに沿った知識や技術を習得させ、これからの山梨県の農林業・農山村を支える人材の育成を図る。

2 設置学科

1) 養成科〔果樹学科・園芸学科〕

農業生産の基礎技術を校内農場(約 4.2ha)において実践的に学ぶことを第一として、経営・ 流通の講義、情報処理・簿記の演習を通して基礎的な経営管理技術の習得を進める。

また、先進農家・農業生産法人や流通・販売の現場における研修を進めるとともに、2年間の学習の総括として、自ら農業生産上の課題を探り、これを解決するため、計画立案・実行・検討=Plan・Do・See (課題解決)の手法による卒業研究に取り組む。

これらの学習を通じて、農業の生産・経営・販売・流通を支える人材を育成する。

2) 養成科〔森林学科〕

林業に関する知識を段階的かつ体系的に学ぶほか、隣接する実習林や県の森林面積の半分を占める県有林での実習により、植栽から伐採までの実践的な技術や高性能林業機械の操作技術、ICTの活用など先進的な技術を習得する。

また、原木市場や製材工場等での研修を通して木材生産から流通・加工まで産業全体を幅広く 学ぶとともに、林業経営体へのインターンシップにより実際の林業を体験する。

これらの学習を通じて、現場で即戦力となり、将来林業経営体の中核となる人材の育成を図る。

3) 専攻科〔落葉果樹学科〕

本県を代表するブドウ、モモを中心とした落葉果樹の高度な栽培技術の習得を果樹教場(山梨県果樹試験場)において実践的に進める。経営管理・マーケティング・販売促進についての基礎理論を講義・演習により学ぶとともに、農業生産法人における実際的な生産技術・経営管理技術の研修も進める。

2年次には、学習の成果として将来に向けた自らのアグリビジネスプランを作成する。

これらの学習を通じて新たなアグリビジネスプランの展開を目指す経営や農業法人の生産・流通の一翼を担える人材として必要な専門知識や経営手法を学ぶ。

Ⅱ 学生募集要項

1 募集人員

科	学科	修業年限	募集人員
	果樹学科		
養成科	園芸学科	2年	
	森林学科		6名
専攻科	落葉果樹学科	2年	

2 出願資格

次のア又はイの要件を満たす者とする。

- ア 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者(令和7年3月卒業 見込みの者を含む。)
- イ 文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者(学校教育法施 行規則第183条に該当する者)
 - ①通常の課程による12年の課程を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - ②外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - ③文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものと認定した在外教育施設の当該 課程を修了した者
 - ④文部科学大臣の指定した者
 - ⑤高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度 認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - ⑥修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
 - ⑦その他大学校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

3 出願書類

一般入学試験に出願する者は、次の書類等を提出する。

入学願書	ホームページからダウンロードした本校所定の様式(受験票・身上調書を
	含む) に必要事項等を記入の上、提出する。
入学検定料	2,200円分の山梨県収入証紙を購入し、入学願書の指定欄に貼付する。
八 子 恢 足 杯	(入学検定料については、6ページ「5 入学検定料について」を参照)
写 真 2 枚	出願3ヶ月以内撮影の無帽正面上半身、縦4cm×横3cmの大きさのもので、入学願書及び受験票の指定欄に貼付する。(写真の裏面に氏名を記入する。)
受験票返送用封筒	ホームページからダウンロードした送付用ラベルに、受験者本人の郵便番号・現住所・氏名を記入する。長形3号封筒(受験者が用意)に送付用ラベルを糊付けし、460円分の切手を貼付する。

調査書

(又は卒業証明 書・成績証明書等) (i)(ii)(iii)のいずれ か (i) 出身高等学校又は中等教育学校が発行する調査書。

ただし、令和元年3月以前に高等学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者、「1)出願資格 イ」に該当する者等で調査書が得られない場合には、次の(ii)又は(iii)を提出する。

- (ii) 最終学校の発行する卒業証明書および成績証明書
- (iii) 最終学校の発行する卒業証明書および単位修得証明書

4 出願方法

ア 願書受付期間

令和7年3月3日(月)~令和7年3月12日(水) 必着

イ 提出方法

提出書類を角形 2 号封筒 (出願者が用意) に入れ、封筒に「出願書類在中」と朱書し、<u>簡易</u> 書留郵便で郵送する。

ウ 願書郵送先

専門学校山梨県立農林大学校 富士川キャンパス 教務課 〒400-0502 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺2290-1

5 入学試験

ア 試験日時 令和7年3月17日(月)午前9時~ (受付 午前8時30分~)

イ 試験場所 山梨県立農林大学校 富士川キャンパス

ウ 試験内容

試験区分	内容		試験時間	摘要
一般入学試験	筆記試験	小論文	60分	800字以内
(追加募集)	口述試験	面接	15分程度	個人面接

エ 受験者の携行品

受験票、筆記用具(鉛筆、消しゴム、鉛筆削り)、上履き、昼食 ※受験票及び受験上の注意は、令和7年3月13日(木)に速達郵便にて発送する。

6 合格発表

令和7年3月18日(火) 16時

※合格発表は、学校ホームページに掲載するとともに、受験者に結果を郵送する。

Ⅲ 入学手続について

合格者宛に入学手続要項を送付するが、入学手続に係る費用 255,650 円(入学料 5,650 円、諸経費 250,000 円)の納入期限は次のとおりである。期限までに納入がない場合は、入学を辞退したものとする。

試験区分	納入期限	
一般入学試験(追加募集)	令和7年3月25日(火)	

なお、授業料118,800円(年額)については入学後の納入となる。

Ⅳ 試験結果の開示について

山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年山梨県条例第50号)第19条に基づく簡易な手続による保有個人情報の提供による。なお、簡易な手続による保有個人情報の提供は、本人に限るものとし、法定代理人による申し出は認めない。

1 開示内容

面接、小論文の評価の段階

※面接、小論文の評価の段階は、A·B·Cの3段階とする。

2 開示期間

令和7年3月19日(水)~令和7年4月18日(金) ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

3 開示時間

午前9時から午前11時30分までおよび午後1時30分から午後5時まで。(電話で日時を予約の上で来校すること。)

4 開示場所

山梨県立農林大学校 富士川キャンパス 教務課 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺2290-1

5 請求方法

簡易提供の申出は、申出年月日および申出者の氏名を記載した書面の提出および受験票を提示して行う。なお、書面は学校ホームページに掲載する。

V 入学願書類の書き方(留意事項)

- ・入学願書の記入にあたっては、以下の留意事項を熟読の上、作成すること。
- ・本校の所定の様式を使用し、入学願書等の記入は志願者の自筆とする。
- ・黒のボールペンまたは黒インクを用いて記入すること。

1 入学願書(様式13)および身上調書(様式14)

- 1) 現住所の欄は、都道府県から記入すること。
- 2) 生年月日の欄は、年号(昭和、平成)に○をつけて、続けて月日欄に記入すること。
- 3) 写真は、指定欄に剥がれないように貼ること。(裏面に氏名を記入すること。)
- 4) 学歴・職歴等の欄は、中学校卒業から記入すること。
- 5) 入学志願の動機より下の項目については、具体的かつわかりやすく記入すること。

2 受験票(入学願書 様式13の下部)

- 1) 入学願書の下の部分が受験票となっている。
- 2) 入学願書と同じ写真を、指定欄に剥がれないように貼ること。(裏面に氏名を記入すること。)

3 調査書

- 1) 出身高等学校又は中等教育学校が作成したもので、厳封されていること。
- 2) 調査書が提出できない場合は、最終学校の卒業証明書および成績証明書(又は単位修得証明書) で代用することもできる。

4 卒業証明書および成績証明書 [単位修得証明書] (調査書を提出できない者)

卒業した最終学校が作成するもので、出身学校に発行を願い出ること。(調査書を提出できる者は、この証明書は不要である。)

5 入学検定料について

1)入学検定料2,200円分の山梨県収入証紙を購入し、入学願書の指定欄に重ならないように貼り付ける。なお、消印はしないこと。

※既に納付した入学検定料については返還しない。

2) 山梨県収入証紙は、山梨県庁本館地下購買及び山梨中央銀行山梨県内各支店、東京支店、新宿支店等で購入できる。県外在住の方で直接購入することが困難な場合は、山梨県行政書士会でのみ現金書留による郵送販売が可能である。詳しくは山梨県/会計課のホームページ内の「山梨県収入証紙について」を確認すること。

(参考) 山梨県行政書士会

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目27番5号 電話 055-237-2601

VI 授業料等の経費について

1 授業料

年額118,800円(前期・後期で分割納入)

2 諸経費

1年次 250,000円 2年次 200,000円 (予定) (教科書代、実習・研修等に要する諸費用、学生会費および後援会費等の経費)

3 入学料

5,650円

VII 個人情報の取り扱いについて

入学試験の実施に際して収集する個人情報は、入学試験のために必要な範囲でのみ利用する。